

商工会報

さくほ

令和7年8月 発行 — No.40 —



佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1

Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541

URL <http://www.sakuho.or.jp/>E-mail info@sakuho.or.jp

会員数：308名（令和7年8月1日現在）



ホームページ



青年部 facebook



6月6日(金)、茂来館にて「小海町・佐久穂町合同企業説明会」を開催し、小海高校生を中心に多くの方にご来場いただきました。地元企業 26 社が出展し、各ブースで企業説明や個別相談が行われ、活発な情報交換の場となりました。ご参加・ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

Contents

p2 ● 会長ごあいさつ
● 小規模企業共済

p3 ● 第20回通常総会開催
● 会員親睦 マレット & ゴルフ大会

p4 ● 支部・青年部活動報告

p5 ● 女性部 活動報告
● 助成金のご案内

p6 ● 創業塾開催のお知らせ
● 広告主募集中！

p7 ● 新入会員紹介
● 事業承継状況調査ご協力のお願い
● 町の補助金制度

p8 ● 金融相談会・マル経融資のご案内
● 小規模事業者持続化補助金

ごあいさつ

佐久穂町商工会
会長 小林 一吉

残暑お見舞い申し上げます。

立秋を迎えてもなお厳しい暑さが続いておりますが、会員の皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

日頃は、商工会の事業運営にご理解ご協力を賜り、まことに有難うございます。

昨年9月には、道の駅が開業いたしました。まだ1年を経過しない時点で予想を大幅に上回るお客様に来場いただき、活況を呈しています。

佐久穂町内におきましても、観光業、商業、農業、漁業等に好影響を及ぼしており、大変嬉しく思う所です。

5月21日には、商工会館にて第20回の通常総会を開催しました。大変お忙しい中、多くの会員の皆様にご出席頂き盛会の中、上程した議案すべてご承認頂き誠にありがとうございました。

また、各支部、青年部、女性部の皆様には令和6年度の本会事業運営に対して各段のご協力を賜り心より感謝申し上げます。

一方、商工会員数は、新規事業者の加入もありますが、事業承継の問題もあり、減少傾向が続いています。商工

会といたしましては、創業者支援や事業承継対策に力を注いで行くつもりではありますが、会員の皆様にも会員勧誘等のご協力をお願いいたします。

6月9日には、恒例のゴルフ、マレットゴルフ大会を開催しました。

好天に恵まれ、大勢の皆様にご参加頂き、1日仕事を忘れて、楽しいひと時過ごすことができました。

9月以降の商工会の大きな事業としては、9月28日、29日に大阪万博の視察をメインとする大阪、京都方面への一泊二日の研修旅行があります。

今までにない35名に上るご参加を頂きました。良い思い出となる旅行となります様願う所です。

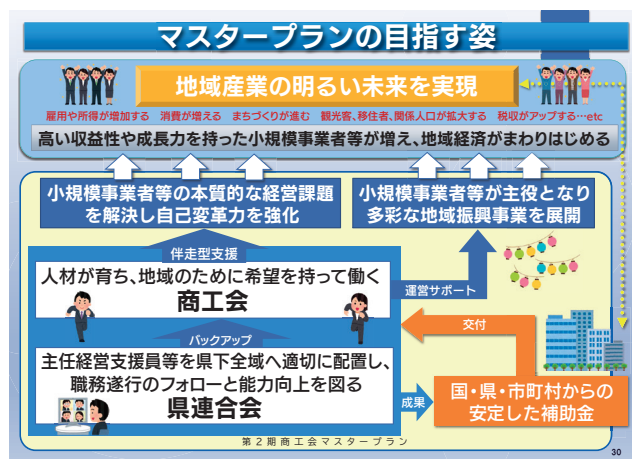
10月には、紅葉祭の開催があります。道の駅の開設により観光の発信基地として「ビジターセンター」が設置されましたので、好天に恵まれれば前年を上回るお客様が来場して頂けるのではと期待する所です。

さて、世界情勢を見ますと、アメリカではトランプ大統領の再登場により、トランプ関税とも呼ばれる保護主義的通商政策が再び注目を集める中、ウクライナ侵攻は収束せず、中東、東南アジアでも緊張感が高まっています。貿易立国である日本経済にどれ程の影響を及ぼすか一抹の不安を感じる所です。

一方、私も中小企業を取り巻く環境は、物価上昇、人手不足と依然として厳しい状況が続いています。

商工会といたしましては、地域経済の持続的な成長と発展を目指して「第二期商工会マスタープラン」に基づき事業者支援策を全力で推進してまいります。特に広域支援体制の整備を進め、複雑、多様化する事業者の皆様の課題解決のため、販路拡大、経営改善、創業支援、災害時の事業復旧を目的とした事業継続力強化計画策定支援など、会員の皆様に寄り添い日々の経営や将来の展望に対する伴走型支援に力を注いでいますのでご利用の程よろしくお願いいたします。

結びに会員の皆様の変わらぬご支援ご協力をお願いすると共に、皆様のご健勝、ご繁栄を祈念し挨拶いたします。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職全制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外には差押禁止債権として保護されます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

令和7年度

第20回 通常総会を開催しました！

令和7年度第20回佐久穂町商工会通常総会を5月21日(水)に佐久穂町商工会館にて開催いたしました。開会にあたり小林会長の挨拶があり、商工会役員功労者表彰・貯蓄共済大口加入者表彰が行われ、商工会の活動に尽力された方々に感謝状が授与されました。

続いて八千穂支部の黒澤孝夫氏が議長に選出され議事に入りました。審議の結果、全議案とも原案どおり可決承認されました。



- 第1号議案 令和6年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表並びに財産目録の承認に関する件(監査報告)
- 第2号議案 令和7年度事業計画書並びに収支予算書の承認に関する件
- 第3号議案 令和7年度会費の賦課基準及び納入方法の承認に関する件
- 第4号議案 令和7年度運営資金の借入限度額及び借入先の承認に関する件
- 第5号議案 商工会標準定款及び運営規約の一部改正に関する件
- 第6号議案 役員の補充選任に関する件

令和7年度重点方針

1. 第2期商工会マスタープランの推進
2. 地域産業活性化支援
3. 企業支援の強化と人材育成
4. 組織力・財政力の向上
5. 新規創業・経営革新支援事業の推進
6. 広域連携による機能強化の推進
7. 地域産業の基盤強化と持続的発展に向けた支援
8. 観光振興の推進
9. IT時代に対応した情報化・機械化事業の推進
10. 働き方改革への対応
11. 人手不足への対応
12. デマンド交通タクシー事業の推進

補充役員

理事	青年部	八千穂魚業	佐々木 隆文
		(株)小林組	小林 一幸

表彰者名

(順不同・敬称略)

(1) 全国商工会連合会長表彰

役員功労者	理事	高見澤 義光
(役員歴継続9年以上)	理事	友野 博文
	理事	中田 正史

女性部功労者	前理事	(前県女性連副会長 前女性部長)
(県女性連役員3年以上、専任活動歴8年以上)		出浦 幸恵

(2) 長野県商工会連合会長表彰

役員功労者	理事	倉澤 聖一
(役員歴継続6年以上)	理事	磯部 靖
	理事	小須田 敏幸
	前理事	阿部 誠

青年部・女性部功労者	青年部元副部長	高見澤 礼
	青年部元部長	佐藤 成暁
(役員歴5年以上、部員歴10年以上)	女性部元役員	山口 みや子
	女性部元役員	井出 たつ枝
	女性部元部長	今井 ひでみ

(3) 商工貯蓄共済事業(大口加入者)

30口以上	友野 博文
20口以上	有限会社みなしん
	株式会社ケイテック
10口以上	株式会社小林組
	新海 哲夫 星野 大揮
	高見澤建築株式会社
	佐々木 潤 高見澤 義人



マレット、ゴルフ大会 上位表彰者

マレット大会

優勝 小林 幸雄
(南小林商事)

準優勝 出浦 守康
(南出浦ふとん店)

3位 高見澤みき子
(アーサーンヤング軒)

ゴルフ大会

優勝 黒澤 賢一
(君の家)

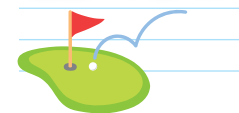
準優勝 山口 強志
(上田信金田支店長)

3位 野中 幸彦
(野中農機)

6月9日(月)佐久リゾートゴルフ倶楽部において、第18回会員親睦ゴルフ・マレット大会が開催され、男女合計で40名にご参加いただきました。当日は天候にも恵まれ、参加者の皆さまは日頃の腕前を競い合いながらも、和気あいあいとした雰囲気の中でプレーを楽しまれていました。競技終了後には成績発表と表彰式が行われ、入賞者には賞品が贈られました。ご参加いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

会員親睦

マレット & ゴルフ大会



支部報告

八千穂支部

連日の猛暑が続く中、皆さまいかがお過ごしでしょうか。さて、八千穂支部では去る7月13日に視察研修旅行を実施し、木曽の赤沢自然休養林を訪れました。天然ヒノキ林に囲まれた赤沢は、森林浴発祥の地とも言われ、澄んだ空気と美しい緑に包まれた絶好の涼と癒しの場でした。行きは森林鉄道に乗り、帰りは溪流沿いに整備された遊歩道を歩き、自然とのふれあいや歴史に触れる貴重な体験ができ、参加者一同、心身ともにリフレッシュすることができました。

今後は「駅前酒場」や「職場交流ソフボール大会」、さらには秋の「紅葉祭」など、地域の方々や会員同士の交流を深める活動を予定しております。こうした行事を通じて、地域に根ざした支部活動をさらに活発にしていきたいと思いますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



(八千穂支部長 渡辺 耕)

西支部

佐久穂町商工会西支部の令和6年度の活動報告を致します。

まず、4月6日に恒例の諏訪神社ボリの飾付け5月10日に片付け作業を行いました・近年は桜の開花予測が早まり、飾付けのタイミングが難しいのですが、近くで観る夜桜だけでなく遠くからボリがぼんやりと光る風景は何とも幻想的で春を感じる風景です。8月には職場交流ソフボール大会で西支部として参加し親睦を深めました。勝敗はすっかり記憶から抜けてますが、佐久穂町の企業の方々とスポーツを通して交流する事はとても意義があると思います。正月には賀詞交歓会に参加し佐久穂町の主要な方達と佐久穂町の一年を語り合いました。1月は商工団体の合同視察で赤坂離宮を観て感動し、2月には西支部・東支部合同で筑波を訪れました。個人的に予科練平和記念館を楽しみにしていたのですが、バスで飲んだビールが効いてあまり覚えていないのが残念です。かつて日本が経験した戦争を考える上でとても重要なのに酔って入っちゃいけませんね。

そんなこんなで令和6年度も本会や他支部の皆さんの協力を得ながら多くの事業を行うことができました。ありがとうございました。昨年も書きましたが、来年の令和8年度には支部主催

で高野町祇園祭に併せて子供みこしを復活できればいいなあなんて考えてますが、子供達や学校側に子供みこしやりたいか聞いてみたいと思います。

(西支部長 高見澤 義光)

東支部

商工会東支部では、昨年度も会員相互の親睦と交流を目的に、さまざまな活動を行いました。

まず、毎年恒例のソフボール大会に参加しました。今回は2試合を予定していましたが、あいにくの雨により1試合は中止となりました。それでも実施された1試合では、和やかな雰囲気の中でプレーが行われ、参加者同士の交流とチームワークを深める良い機会となりました。競技を通じてのつながりは、今後の支部活動にも大きな力となると感じています。

さらに、西支部との合同で実施した視察研修では、茨城県の「予科練平和記念館」を訪問しました。戦時中の若者たちの姿や、平和への願いを伝える展示に触れ、参加者一同、深い感銘を受けました。視察後には両支部の会員同士での意見交換や懇談の時間も設けられ、普段はなかなか話す機会のない他支部との交流を図ることができました。歴史を学ぶと同時に、人的なつながりを広げる有意義な一日となりました。

今後も、こうした活動を通じて会員

のつながりを深め、地域に根ざした支部運営を続けてまいります。

(東支部長 磯部 靖)

青年部

今年度、青年部長

に就任致しました八千穂漁業の佐々木隆文と申します。本年度の主な活動予定といたしましては、「茂来館夏祭り」、「さくほサマーガーデン」、「八千穂駅前酒場」への出店協力に加え、秋の「紅葉祭」や冬の「どんど焼き」など、年間を通じて地域イベントの運営に積極的に関わってまいります。また今年度は新たな試みとして、佐久穂町の子ども達のスポーツや文化支援を目的とした「チャリティー活動」にも力を入れていきます。青年部員は商工会や事業継承者であると共に子育て世代でもあります。地域の宝である子ども達への支援はどんな投資より重要だと考えています。イベント等でチャリティーの文字を見かけた際には熱い応援をよろしく願います。本年度も商工会員皆様のご協力とご理解を頂きながら青年部員一丸となって事業を推進して参ります。どうぞよろしくお願い致します。

(青年部長 佐々木 隆文)



女性部

昨年度は、部員の皆さまのご参加とご協力により、各事業をスムーズに進めることができました。誠にありがとうございました。

佐久穂町商工会女性部では、令和7年度の事業計画に沿って、今年度もさまざまな活動を行ってまいります。引き続き、ご参加とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

5月に行われた花壇作業では、多くの部員の皆さまにご参加いただき、美しい花々が咲き誇っています。ご協力ありがとうございました。

また、県連が主催する事業では7月に群馬県前橋市にて「関東ブロック主張発表大会」が開催され、東信地区代表として東御市商工会女性部の部長さんが発表を行いました。

今年度の予定としては、佐久支部親睦事業、紅葉祭、視察研修、イルミネーションなどがございます。これらの活動にも、ぜひ多くの皆さまにご参加いただければ幸いです。

本年度もどうぞよろしくお願いいたします。(女性部長 高見澤 みき子)



令和7年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

～労働時間短縮・年次有給休暇
促進に向けた環境整備の取組支援～

中小企業に対し、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた取り組みを支援するため、本助成金では環境整備や生産性向上に必要な取組に対して支援を行います。

■助成対象のポイント

【助成額】最大 200 万円 + α

(賃上げ加算：賃金引上人数、引上額に応じて加算)

【助成率】費用の 3/4 を助成 (要件を満たす場合 4/5)

【対象経費】労働能率を推進するための設備・機器導入、労務管理機器やソフトウェアの導入、外部専門家のコンサルティング費用等

【成果目標】①月 60 時間を超える時間外労働の削減
②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
③時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を 1 つ以上新規に導入
④指定労働者の賃金を 3 ～ 7% 以上引上げ (加算あり)

■助成額の一例

1. 成果目標①の上限

事業実施後の設定する 時間外労働と休日 労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な 36 協定において、 時間外労働と休日労働の合計時間数を月 80 時間を超えて設定している事業場	現に有効な 36 協定において、 時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を 月 60 時間以下に設定	150 万円	100 万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月 60 時間を超え、月 80 時間以下に設定	50 万円	—

2. 成果目標②の上限額：25 万円

3. 成果目標③の上限額：25 万円

4. 成果目標「賃金の引き上げ」の上限額の加算

常時使用する労働者が 30 人を超える場合に、達成した成果目標の助成上限に、下表の上限額が加算されます (※5, 7, 8)。

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	6 万円	12 万円	20 万円	1 人当たり 2 万円 (上限 60 万円)
5%以上引き上げ	24 万円	48 万円	80 万円	1 人当たり 8 万円 (上限 240 万円)
7%以上引き上げ	36 万円	72 万円	120 万円	1 人当たり 12 万円 (上限 360 万円)

(※7) 常時使用する労働者が 30 人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の 2 倍の上限額が加算されます。

(※8) 賃上げ額そのものを助成するものではありません。

■問い合わせ先

【長野労働局 雇用環境・均等部 (室)】026-223-0551

令和7年度 業務改善助成金のご案内

～中小企業・小規模事業者の
賃上げ・設備投資を強力支援～

中小企業・小規模事業者の賃上げや生産性向上を支援する「業務改善助成金」の令和7年度申請が始まっています。本助成金は、従業員の最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上のための設備導入等を行った場合に、その費用の一部が助成される制度です。

■助成金のポイント

【助成額】最大 600 万円

【助成率】費用の 3/4 を助成 (要件を満たす場合 4/5)

※長野県の制度として支給決定額の10分の1を乗じて得た額の上乗せ補助があります。

【対 象】中小企業・小規模事業者 (みなし大企業除く)

【対象経費】機械・設備導入・経営コンサルティング
・顧客管理情報のシステム化など

■助成額の一例

コース	引き上げ額	助成上限
30 円コース	30 円以上	最大 130 万円
45 円コース	45 円以上	最大 180 万円
60 円コース	60 円以上	最大 300 万円
90 円コース	90 円以上	最大 600 万円

■特例措置と注意点

- ・利益率が 3 ポイント以上低下した場合など、物価高騰の影響を受けた事業者は、パソコン・車両などの導入費用も助成対象になることがあります。
- ・交付決定前の設備導入は助成対象外です。

■問い合わせ先

【業務改善助成金コールセンター】

0120-366-440 (平日 9:00 ～ 17:00)

助成金支援体制について

商工会では、業務改善助成金及び働き方改革推進支援助成金を利用したいが、使い方が分からない事業者向けに専門家によるアドバイスを実施しております。何かしら設備導入を検討している事業者様は一度商工会へご連絡ください。

受講料／無料

定員／20名
(先着順)

対象者

サラリーマン、学生、主婦、農林漁業者で
加工品開発を考えている方など、
創業に興味をお持ちの方事業承継により新たに
代表に就任された方

創業後5年未満の方 など

5日間の
集中講座と
個別相談会で

夢の実現への第一歩を!

※スケジュール・内容等に
つきましては、ウラ面に
ご確認ください。受講生
募集!!

創業塾

佐久穂町

2025

起業や独立、商売に興味がある方や
経営について知りたい方を募集します

「起業したいけど何から手を付けたいの?」
「これまでの経験を生かして独立・開業したい」
「事業承継をしたので経営者としてやるべきことを学びたい」
「すでに開業しているけどビジネスプランを見つめなおしたい」
「経営の基本を身につけ、人脈を広げる場が欲しい」
経営者としての心構えから経営計画の立て方、販売促進の考え方、
資金計画など創業に役立つ実践的な知識について幅広く学習できます。

令和7年
創業塾
(全5回)

8/20(水)、8/27(水)

9/3(水)、9/10(水)、9/24(水)

時間／18:00～21:00

個別
相談会

10/3(金)

講師による事業計画に
関する個別相談

時間／13:00～17:00

場 所／佐久穂町商工会本所 (TEL 86-2275)



講師

経済産業大臣登録 中小企業診断士
株式会社常進パートナーズ 代表取締役

高木 悠 氏

【講師プロフィール】 大手外食FCチェーンに入社後、店長、マネージャー、FC担当等を歴任。15年以上にわたり外食・FC業界に関わっており、店舗ビジネスやFC本部の実態を熟知している。
独立後は「店舗ビジネスを営む企業とそこで働く社員の社会的地位の向上」を実現すべく、飲食・小売り・サービス業の経営支援を中心に活動している。

佐久穂町民以外の方の受講も歓迎いたします!

佐久穂町では町内での起業・創業者を応援します!!

本セミナーを受講し、佐久穂町商工会の支援のもと創業計画書を策定して、佐久穂町から「特定創業支援を受けた創業者」として認定を受けた上で佐久穂町内において創業する方、若しくは同認定を受けた方には、右記の特典と町独自の補助金があります。

- 1) 登記にかかる登録免許税の軽減(創業者又は創業後5年を経過していない個人)
- 2) 創業関連保証(長野県信用保証協会)の特例
- 3) 新規開業資金(日本政策金融公庫)での優遇

※各種優遇措置等は変更になる場合がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

佐久穂町の
創業関連
補助金制度
の概要

名 称	内 容	補助金額等
空き店舗等賃料補助	空き店舗や空き家を借りて創業する場合に賃料の一部を補助します。	・創業の日から5年間 ・賃料月額 の 1/2 以内、上限 3 万円
空き店舗等改修費用補助	空き店舗や空き家で創業する場合に、改修費用の一部を補助します。	・対象経費の 1/2 以内 ・上限 30 万円 (1 回限り)
初期投資支援事業	新規で店舗等を建設し創業する場合の設備等の導入に係る経費の一部を補助します。	・対象経費の 1/2 以内、上限 30 万円 (1 回限り) とし、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 341 条第 1 項第 4 号に規定する償却資産を対象とする。

※創業計画書をはじめとする各種書類の提出、商工会への加入と推薦が必要になります。また本補助金は選及しての適用・交付は出来ませんのでご了承ください。

主催／佐久穂町商工会

【本所】佐久穂町大字高野町 561-1 ☎86-2275
ウラ面をご確認の上、メール・FAX・電話にてお申し込みください。

広告主募集中!

【お問合せ先】
商工会事務局 (86-2275)

2面・3面(横6cm、縦6.4cm 1回 5,000円)の広告掲載企業を募集しております。
(1回限りのスポット広告も可能です。通常は1年単位となります)
会報誌「さくほ」の読者のほとんどは、中小企業経営者です。貴社の情報が直接経営者に届く可能性が高く効率の良いPRが可能となります。お申込は先着順とさせていただきます。
ご利用をご希望の方は左記問い合わせ先にて空き状況をご確認の上、お申込下さい。



野菜、米を使った味噌や塩麹などの自家製調味料を使った、おむすびやお弁当、体に優しく安心して食べられるおやつを手作り・販売しております。

hibiの台所

福田 直子



@HIBINOCOTO_N

この度、佐久穂町商工会へ入会させていただきました。『hibiの台所』の福田直子と申します。家族で大日向地区へ移住して9年。小学生の娘2人と夫の4人暮らしです。自然豊かで暮らしやすく、人が温かい佐久穂町での暮らしを楽しませていただいています。佐久穂町のお米や



東町商店街のKOKUYUにて、毎月曜日にランチとティータイム営業をしております。また、昨年佐久穂町の「山村テラス」岩下さんに作っていただいた自店のキッチンカーで、移動販売を行っております。

7月から佐久平駅夢科ロータリーにて、毎週水・木曜日キッチンカーでの営業が始まりました。「美味しいね」と笑顔あふれる時間を作り、佐久穂から笑顔の輪を広げていきたいら嬉しいです！どうぞよろしくお願いいたします。

事業承継状況調査

《ご協力をお願い》

現在、全国的にも中小企業の後継者不足が深刻化しており、事業承継は多くの事業者にとって喫緊の課題となっております。

当商工会では、県、町と連携して町内事業者の皆様の事業承継に対する準備状況を把握すること、きめ細やかな対応や事業承継に向けた新たな施策立案につなげていくことを目的としたアンケート調査を実施させていただきます。ご多忙の折とは存じますが、趣旨をご理解のうえ、ぜひアンケート調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

※アンケートの詳細や回答方法については、同封書類にてご案内しております。

町制度融資の3案内

【原油価格・物価高騰対策資金】

町では、原油価格及び物価の高騰の影響により、事業活動に大きな影響を受け事業資金を必要とする町内の中小・小規模事業者を支援する為に新たな融資制度「原油価格・物価高騰対策資金」を新設しました。ご相談は商工会または各金融機関へお問い合わせ下さい。

趣 旨	原油価格及び物価の高騰の影響により、事業活動に大きな影響を受け事業資金を必要とする町内の中小・小規模事業者を支援する。
制度資金の種類	原油価格・物価高騰対策資金
貸付対象者	中小・小規模事業者であって、現に町内において工場及び店舗を有し、原則として1年以上の操業又は販売の実績があり、町税を完納している以下のいずれかに該当する者。 ①直近3か月の原油又は石油製品若しくは原材料の仕入価格が直近の決算又は過去3年のいずれかの同期に比べて10%以上増加している。 ②直近3か月の売上高に対する売上原価又は販売費及び一般管理費の割合が直近の決算又は過去3年間のいずれかの同期に比べて10%以上増加している。 この他、町中小企業振興資金あっせん条例及び条例施行規則による。
資金の使途	運転資金とする。
貸付限度	1中小企業者又は小規模事業者につき、1,000万円を限度とする。
貸付利率	1.3%
利子補給	原油価格・物価高騰対策資金の運転資金とし、融資を受けた資金に係る利子の年1.1%に相当する額とし、補給期間は貸付後5年以内とする。
貸付期間	7年以内（うち24月以内の据置期間を含む。）とする。
返済方法	均等分割返済とする。
受付期限	令和8年3月31日までとする。
申込書類	申込書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書（町民税）

販売経路拡大等助成事業

佐久穂町では、新規顧客獲得等の販路拡大への支援を目的とした販売経路拡大等助成事業があります。

当助成金は、ホームページの作成又は改修、新製品等のカタログ等の作成、展示会等（国内・国外）への出展料の内、10万円（助成対象経費の2分の1以内を上限）を助成する制度です。

ただし、1中小企業につき同一年度で1回までとし、重複して申請することは出来ません。

自社のホームページの作成又は改修を検討している事業者様は、商工会までご連絡ください。



今年度の 法律相談会

日程

第1回
令和7年 9月12日(金)

午後3時から5時まで
開催場所／小海町役場の庁中会議室

第2回
令和7年 11月7日(金)

午後2時から4時まで
開催場所／軽井沢町商工会

第3回
令和8年 1月30日(金)

午後2時から4時まで
開催場所／立科町商工会

金融相談会

日本政策金融公庫による
融資相談会

相談日
令和7年 9月10日(水)

令和7年 10月10日(金)

令和7年 11月10日(月)

令和8年 12月10日(水)

令和8年 1月13日(火)

相談時間
午後1時～4時

(但し12月10日(水)の一日公庫は
午前10時～午後4時)

相談会場
佐久穂町商工会本所

マル経融資のお知らせ

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方をバックアップするため、商工会の推薦により**無担保・無保証・低金利**で融資を受けられる制度です。

また自社従業員の質上げに取組む小規模事業者を対象とした金利優遇策もあり、要件が合えば、当初3年間は通常の一般枠よりも低金利で資金調達が可能になります。

■融資限度額 一般枠：2,000万円

■返済期間 (一般枠) 運転・設備：10年以内
うち据置期間 (一般枠) 運転・設備：2年以内

■利 率 (令和7年7月1日現在)
一般枠：1.8% (特別利率)

※質上げ制度を活用する事で

当初2年間特別利率▲0.5% 3年目以降特別利率

■融資ご利用対象

- ①最近1年以上、佐久穂町で事業を行っていること
- ②6か月以上佐久穂町商工会員であること
- ③個人事業主または法人企業において常時使用する従業員が下記の事業
 - 卸・小売業、サービス業 (宿泊業、娯楽業を除く)：5人以内
 - 製造業、建設業、その他の事業：20人以内

■質上げ制度適用要件

新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額^(注1)の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方

(注1) 雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

小規模事業者持続化補助金

佐久穂町商工会では随時、小規模事業者持続化補助金申請の相談を受け付けています!!

佐久穂町では通常の補助金に**町独自の持続化補助金も上乗せして交付しています!!** (下記計算例参考)

自社の経営を見直し、販路開拓や生産性向上に取り組んでみませんか?

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓 (創意工夫による売り方やデザイン変更等) の取り組みを支援するため、通常枠の場合それに要する**経費の3%を補助 (補助上限額50万円)**します。※質上げ実施等により補助上限額200万円に増額される上乗せ制度もあります。

さらに、佐久穂町では上記の補助対象事業の**自己負担分の1/2 (補助上限額12万5千円) を町が独自に補助**します。国、町の補助金を合わせると、**最大で税抜総額75万円の事業の内、62万5千円が補助金で賄えることとなります。**

＜補助対象経費と差引自己負担額の計算例＞ (通常枠利用の場合)

①補助対象経費 (税抜き)	②国補助金 ①×2/3 上限50万円	③自己負担 ①-②	④町補助金 ③×1/2 上限12万5千円	⑤差引自己負担 ③-④
600,000円の場合	400,000円	200,000円	100,000円	100,000円
750,000円の場合	上限500,000円	250,000円	上限125,000円	125,000円
900,000円の場合	上限500,000円	400,000円	上限125,000円	275,000円

補助金の申請には商工会の助言などを受けて作成した経営計画書や補助事業計画書が必要です。補助金の採否については、それらの計画書の内容が審査されます。

★補助金対象となる取り組みのイメージ (商店や飲食店で想定される取り組み例)

- ①**広告宣伝**
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する
 - ・自社ホームページを開設する
- ②**集客力を高めるための店舗改装**
 - ・幅広い年代層の集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化を図る
 - ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにする等により、幅広い年代層の集客を図る
- ③**商談会・展示会への出席**
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展する
- ④**商品パッケージや包装紙・ラッピングのデザインを一新する**
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

補助対象者 (小規模事業者)	●商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)
	常時使用する従業員の数5人以下
	●サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数20人以下
	●製造業その他 常時使用する従業員の数20人以下
補助対象経費	(1)機械装置等費 (2)広報費 (3)ウェブサイト関連費 (4)展示会等出展費 (オンラインによる展示会商談会等を含む) (5)旅費 (6)新商品開発費 (7)借料 (8)委託・外注費

「計画書なんてどうやって作るの?」という方も、まずは販路開拓のためにやりたいことを見つけてチャレンジしてみてください。専門家や経営指導員が作成のお手伝いをします。

商工会の受付締切と今後の予定【申請受付期間 第18回/2025年10月3日(金)～11月28日(金)】

(事業計画書(様式4)発行の受付締切/原則 2025年11月18日(火))

公募要領や申請書様式などは商工会にお問い合わせいただくか、長野県商工会連合会のHP (<http://www.nagano-sci.or.jp/>) からダウンロードすることも出来ます。